

## 北九州市環境影響評価条例の一部改正について

### 1 環境影響評価制度の概要

環境影響評価（環境アセスメント）とは、大規模な土地開発や施設の建設等の事業を実施するに当たり、事業者が予め、その事業による環境への影響を調査、予測及び評価し、その結果を公表して市民、行政などから意見を聴き、それらを踏まえて環境保全の観点からより良い事業計画を作り上げていく制度をいう。

### 2 背景

#### (1) 環境影響評価法（平成 9 年 6 月 13 日法律第 81 号）

国における環境影響評価制度は、平成 9 年に環境影響評価法（以下「法」という。）が制定されたことにより、それ以前の行政指導に基づく環境影響評価から法律による制度として初めて確立された。

平成 11 年の法の完全施行以降、法に基づく環境影響評価の運用実績は着実に積み重ねられてきているが、法の施行後 10 年以上が経過し、法の運用実態から明らかになった課題や社会情勢の変化（生物多様性の保全、地球温暖化対策の推進、情報技術の進展等）に対処する必要が生じてきたことから、法改正が行われた（平成 23 年 4 月 27 日公布、平成 25 年 4 月全面施行予定）。

#### <法改正の主な内容>

- ① 計画段階配慮書の手続の新設
- ② 方法書における説明会の開催の義務化等
- ③ 環境影響評価図書の電子縦覧の義務化
- ④ 環境保全措置等の公表等の手続の具体化
- ⑤ その他、風力発電事業が新たに対象事業に追加（政令改正）

#### (2) 北九州市環境影響評価条例（平成 10 年 3 月 27 日北九州市条例第 11 号）

本市においても、法の制定を踏まえて、法よりも規模要件の小さい事業や法の対象とされていない事業に対する環境影響評価の手続を定めた北九州市環境影響評価条例（以下「条例」という。）を制定・施行し、以後、法と条例が一体となって、環境の保全に配慮した事業の実施を確保してきているところである。

一方、条例の施行後 13 年が経過し、国と同様に社会情勢の変化への対応等から制度の改善の検討が必要となってきたところである。

#### <本市における環境影響評価の実施状況（平成 23 年度末現在）>

法対象事業：2 件、条例対象事業：12 件

### 3 条例改正の必要性について

法改正等を踏まえ、次の理由により、条例の改正を検討したい。

- (1) 法改正により、事業の計画段階における環境影響について配慮する手続（以下「配慮書手続」という。）が導入される等、環境影響評価制度の拡充が図られたことから、本市の条例についても、法改正の内容を踏まえた改正を行う必要があること。
- (2) 中央環境審議会の「今後の環境影響評価制度の在り方について（答申）（平成 22 年 2 月 22 日）」において、「わが国の環境影響評価制度は、法対象とならない小規模の事業や法対象以外の事業種について、各地方公共団体が地域の実情も踏まえながら環境影響評価条例において対象事業とするという役割分担を前提に、法と条例とが一体となって、より環境の保全に配慮した事業の実施を確保しており、法では、地方公共団体の環境影響評価制度の存在を念頭においた上で、対象事業の事業種要件及び法的関与を定めることが適当」としている。したがって、本市においても、本答申の趣旨を踏まえ、法の改正に対応し、条例を改正することが適当である。
- (3) 法第 62 条において「地方公共団体は、当該地域の環境に影響を及ぼす事業について環境影響評価に関し必要な施策を講ずる場合においては、この法律の趣旨を尊重して行うものとする。」と規定されていることから、当該条項を踏まえ、条例改正を行う必要があること。
- (4) 現在、本市は、福岡県の環境影響評価条例（以下「県条例」という。）と概ね同等の条例を整備していることから、県条例の適用除外となっている（県条例第 46 条）。県においても、法改正に対応した県条例の改正を検討していることから、本市としても県と足並みを揃えて概ね同等となるよう条例改正を行う必要があること。
- (5) 環境の保全の見地から意見を有する者の意見聴取をさらに活発化するため、都道府県・政令指定都市 62 団体のうち 51 団体（平成 23 年 3 月 31 日現在、環境省調査より）で公聴会手続が設けられている。このように、先行して多くの都道府県・政令指定都市において公聴会手続が導入されていることから、本市においても、公聴会手続の導入について検討する必要があること。
- (6) 改正法では、第二種事業を実施しようとする者は、任意で配慮書手続を行うことができることとされている。今回の条例改正で、条例対象事業に係る配慮書手続を義務化した場合、条例対象事業よりも規模要件が大きい第二種事業で、配慮書手続が行われない場合も想定されるため、第二種事業について、条例で配慮書手続の実施を規定する必要があること。

## 4 検討内容

### (1) 法改正を踏まえた検討事項

#### ① 事業の計画段階における計画段階配慮手続（配慮書手続）の新設

事業者は、事業の計画段階における環境配慮を図るため、事業の位置、規模等を選定するに当たり、複数案について環境の保全のために配慮すべき事項について比較検討を行い、計画段階配慮書（配慮書）を作成等の手続を規定するもの。

#### ② 方法書における説明会の開催の義務化等

これまで規定されていなかった方法書における住民等への説明会の開催を新たに規定するもの。さらに、住民サービス向上の一環として、方法書の提出に当たって、方法書の内容を要約した図書（要約書）の提出を義務づけするもの。

#### ③ 環境影響評価図書の電子縦覧の義務化

これまで要綱で規定していた環境影響評価図書（方法書、準備書、評価書）のインターネットによる電子縦覧を条例により規定するもの。

#### ④ 環境保全措置等（事後調査計画書及び報告書）の公表を規定

事業着手後の環境保全措置等の実施については、これまで条例において、事後調査手続として、事後調査の実施前に事後調査計画書を作成し、市に提出、事後調査終了後に事後調査報告書を作成し、市に提出することが規定されている。

しかし、事後調査計画書、事後調査報告書については、一般への公表が規定されていなかったことから、法改正を踏まえ、公表に係る手続を規定するもの。

北九州市環境影響評価条例（抄）

（事後調査計画書の作成）

第 24 条 事業者は、対象事業に着手するときは評価書に記載された環境影響評価の項目について、技術指針に基づき、事後調査を実施するための計画書（以下「事後調査計画書」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。

（事後調査の実施等）

第 25 条 対象事業に着手した者は、事後調査計画書に基づいて事後調査を行い、その結果を記載した書類を市長に提出しなければならない。

#### ⑤ 風力発電事業を対象事業へ追加（条例施行規則の改正）

法対象事業に風力発電事業が追加されたため、本市でも対象事業とするもの（施行規則別表第 1 に追加。）。)

## (2) その他の検討事項

### ① 環境影響評価準備書における公聴会開催規定の新設

住民等からの意見聴取の機会を充実させるため、準備書について住民等から申し出があった場合に公聴会を開催することを規定するもの。

### ② 法対象事業における法と条例の調整規定の追加

改正法に基づく配慮書手続を行わない法の第二種事業について、条例で配慮書手続を行うことを規定するもの。

改正法では、法の第二種事業を実施しようとする者は、配慮書手続を行うことができる（任意）と規定している。環境省は、当該手続を行わないこととした事業者に対して、条例に基づき配慮書手続を課すことは法に抵触することにならないとしている（環境省総合環境政策局環境影響評価課長通知 平成23年9月7日環政評発第110901001号）。

このような事業に対し、計画段階配慮書に係る手続を条例において規定するもの。